

平成21年2月18日

陳述書

東京都世田谷区砧3丁目18番2号

原告 齒科技工士 脇 本 征 男

1 経歴について

(1) 私は、昭和33年春、中学卒業と同時に、世界遺産白神山地の麓、青森県の西海岸から単身上京し、都内中央区の歯科医師、医学博士石田正次先生の経営する歯科医院の書生として住み込み、夜は定時制高校へ通うという生活を送ることになりました。

終戦と同時に復員した父は村役場に就職し、続けて妹や弟が4人も誕生し、いかに一人向学心に燃えているとはいえ、田舎ではどうすることもできないとの家庭の事情と相まって、口減らしを自覚し、高校進学はあきらめ、勉強はのぞむだけ叶えてくださる方だとの学校の薦めもあり、布団袋と柳こおりひとつで、夜行列車に揺られて憧れの上京となった訳です。

毎朝6時には起床し、先生家族が階下に寝ているので、静かに自分の寝室としてあてがわれていた畳部屋の待合室から、診療室、技工室、患者用の階段、玄関の内外、トイレと掃除を済ませ、続いてユニット（診察台）2台の清掃（特にうがいする箇所）をしながら、診療器具の煮沸消毒や患者の診察用エプロンのチェックと取替え。冬は待合室は丸火鉢に木炭を使用。診療室はガスストーブ。夏は、両方とも扇風機を使用しておりました。それらの整理整頓し、準備を済ませてから、8時頃朝食を採るのが一日の始まりでした。スタッフは、先生と私だけです。診療時間は9時から6時までで、木曜日は午後休診。日曜・祝祭日も午前中は診療をしており、一日の患者数は60～80人と息つく暇がないくらいでした。

私は、学校がありましたので、診療中でも5時には学校へ向かいます。「お先に失礼いたします。学校へ行かせていただきます」ということも、教えられた言葉ではありません。私が退室したあとは、奥様が閉院まで助手としてお手伝いをしておりました。学校へ通える幸せに、自分の時間として充実感をじっくりと味わえる毎日に満足しておりました。

学校が終わり、帰宅する時間は9時半から10時。クラブ活動をしたりすると11時を過ぎることも週に2度はありました。帰宅してから奥様が作ってくださった晩御飯です。一息ついて、待合室を掃除して布団を敷き、寝る前に予習復習のために教科書を開くのは先生の診療机で、2時間くらいは頑張ったものでした。寝るのはいつも1時から3時になりましたが、やり抜いておりました。電気の使い方にはうるさいくらい注意を受け、節電に心掛けながらの毎日でした。15歳、食べ盛りのためか、奥様に、ご飯だけは遠慮すると言われていましたが、いつもお腹をすかしていた記憶だけは、今でも辛かったことを思い出します。

(2) 仕事は、技工室で先生の横に座らされ、技工は「目で見て盗むこと」と教えられました。

診療室では、初診、再診の受付からカルテの整理。和34年には一部の保険制度が始まり、昭和36年からは「国民皆保険制度」に移行したため、「保険証」一枚でどなたでも診療できるシステムになり、ますます忙しくなったのです。

患者さんのエプロンを掛けてあげ、コップを取り替えて手動でうがい水を入れてやり、先生がカルテを確認し患者さんの横に立って診療が始まると、技工室での仕事がない時はいつも先生のすぐ後ろ横に立って診療助手をやらされていました。暇を見つけては、本棚の医学書や専門書をあさっては、私なりに、診療のノウハウを勉強していたものでした。毎月の保険の請求事務も手取り足取り教えられ、カルテの原簿を写すことと計算だけだったので、大した難しいと思った記憶はありませんでした。しかし、一度覚えた所作、要領は恐ろしいもので、幸い一度も事故もなく、退職するまで続けておりました。まさに、徒弟制度を地でいっていた生活です。

そして、月のお給金は2,000円、高校を卒業する時が4,000円でした。学校へ行っているときだけが自分の時間といった感じでした。

(3) いよいよ高校卒業の年になり、進路選択の時期となりました。

あくまでも、当時の仕事はアルバイトと想着ていましたし、「将来は弁護士に」これが、私の夢でしたので、先生に相談もせず、ある大学の法学部に受験準備を進め、幸いにも合格してしまったのです。それとは別に、進められるままに先生出身校に推薦され、歯学部付属の技工士養成所にも受験手続を進めていたのですが、そちらも合格したのです。

現実的に学業生活の成立可否が大問題となり、結局は先生と親の相談の結果、今

まで通りの夜学生生活を選ばなければならないことになったのです。今思うと自立心全くゼロでした。「生活が先だ」まだ若いんだから「法学を学ぶのはそれからでも良い」。これが突きつけられた結論でした。御託を並べ立てているより、手っ取り早く技術のある職業で免許を取って生活できることが優先だというわけです。「歯科技工士は医療技術者だぞ」これが、先生の推奨の弁でした。

- (4) 歯科技工士養成所での夜学生生活4年間では、自らの世界の狭さを痛感し、多くの優秀な教師、学友と触れることにより、仕事の質、便利な器具、機械、材料、仕事環境等、授業以上に目に触れることすべてによって、資格の大切さが自らに芽生え、歯科技工士としての充実人生に、将来の夢をはせることに十分すぎるものでありました。

特筆すべきは、3・4年生の二年間、後輩二人も育ててきたからということで、先生の友人で規模の大きな歯科医院で、学校の夏休み、冬休み2ヶ月ずつ、修行することになったのです。そこには、私の一級下の学生と、他に先輩の技工士が三名おられ、その方々は同じ年頃なのですが、一人は無資格者だということでした。不思議なことに、その方が他の技工士が驚くような素晴らしい補綴物を製作するのでした。

そこでは、歯科技工の最先端技術を駆使しており、診療も、技工も、私の勤めている医院とは月とスッポンくらいの差を感じたものでした。同時に、歯科医師だけでは歯科医療は成り立たないことも教わりました。そこで、歯科衛生士という職業のあることを、初めて知ったのです。歯科医療は、患者さんの口の健康と安心・安全を確保するために、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の綿密な連携がなければ成立しないのだということ、身をもって経験させていただきました。

そして、患者さんの良質な歯科医療を担保するために、国はそれぞれのパーツに資格制度をしき、独立した免許者が連携してひとつの仕事を完成させているのだ、ということもわかりました。そこで、いかに自分が中途半端な生き方だったかを猛省させられました。

無資格だった方もその後学校へ通い、国家資格を得て、正式な歯科技工士として一代を成し遂げ、今は朗々の年金暮らしをしながら、元気で後輩育成にあたっておられます。当時、氏の製作したすばらしい精密な補綴物に強烈な刺激を受け、絶対に負けないような歯科技工士になってやる、との一念で卒業、国家試験合格と突き

進むことができました。めでたく8年間の夜学生活にピリオドを打ち、ちなみにその時の給金が7,000円でした。

- (5) 昭和41年当時、国家試験の暫定時限措置といわれながら、「東京都知事の行う国家試験」に合格し、国家資格者としての「歯科技工士免許証」を授受し、爾来「歯科技工士」として業をなし、43年間、遵法精神を尊び、真摯に職業意識に燃え、自信と誇りを持って本分を忘れることなく、先行性を常に怠りなく励んできたつもりです。

在学中、「関係法規」授業の講師は、晩年奥羽大学学長を勉められ、亡くなられた、当時、厚生省技官であられた能美光房先生でした。国の官僚が教壇に立ち、学生に全幅の信頼を得ながら、常に、歯科技工士は「医療職」だ、「業務独占」の自覚を持って勉強しろ、と教えられました。しかしながら、この度の国の主張は、わが国の歯科技工士の存在意義そのものと、歯科医療の現実を無視した、あまりにも軽視し過ぎていること甚だしく、到底納得いくものではありません。まさに行政の舞文弄法といっても過言ではありません。

2 歯科技工海外委託問題についての厚生労働省との交渉

- (1) 平成15年6月12日(木)午後3時頃、私と原告の一人である大塚光男の二人で、ある海外委託仲介業者が「厚生労働省で海外委託の容認を得た」と書いている文書を携えて、厚生労働省の歯科保健課を訪問しました。

たまたま在室中でした瀧口徹課長、田口円祐課長補佐、平田創一郎技官の3名に、歯科技工の海外委託は歯科技工士法違反ではないかと申しあげ、持参の文書を提示しました。そうしたところ、瀧口氏らは、「単なる風評ではないのか。そんなことは知らない。」「歯科技工(士)法制定時、想定外だった。」「歯科技工士法はあくまでも国内法である。」「歯科医師の裁量で可能である。」「歯科技工指示書に『海外に出してくれ』と明記されれば可能である。」「保険診療はだめだが、自由診療は可能である。」「無認可の材料を仕入れ、歯科医師の直接指示で、院内技工室での作成は可能であるが、外注は不可である。」「細々やってる技工所くんだり、なんで海外委託なんぞに目くじら立てるのか。」などと言われ、そのうち、「この問題は刑法が絡んでくる話だ。刑法だ！刑法だ！我々は警察ではない。違法性があるなら警察へ行ってくれ」などと周りの人がびっくりするくらいの大声で叫びだす始末で、面談

が適ったお礼を申し上げそそくさと退散したのです。

(2) その後、東京弁護士会を訪問し弁護士に相談したり、私の主催する「『隗』(カイ)国民と歯科技工士を守る会」での勉強会を続けるとともに、世田谷警察署にも伺いました。そこでは、係官が「歯科技工の海外委託は、限りなく違法行為である」と述べていました。

「『隗』国民と歯科技工士を守る会」では、(社)東京都歯科技工士会(通称=都技)の4支部が集まった西部ブロックが中心となり、弁護士2名と契約し、専門的に訴訟のための具体策を練りました。その取り組みが都技に波及し、平成16年7月、都技内に「遵法・歯科技工の海外委託問題対策本部」が設立されました。私たちもその一員となり、弁護士らと活動を始めました。

対策本部の基本方針は「歯科技工行為の海外委託の是正」を掲げました。また基本理念として、「歯科技工士法の遵守」、「歯科技工士法を犯す行為を早急に是正」、「医療従事者としての職業倫理の構築」を掲げ、実践行動として、「厚生労働省の正式見解の確認」、「歯科技工行為の海外委託の合非と、未承認材料使用の可否の確認」を掲げました。そして、以上の活動の結果を受けて、法的手段で対応すると共に、医道審議会にも申し入れを行うことなどを都技の代議員会で決議しました。

上部団体(社団法人日本歯科技工士会=通称日技)とも何度となく会合を持ち、相談しながら、示唆されるままに、都庁衛生局、保健所等にも数回弁護士と一緒に交渉に伺いました。

その結果、平成17年3月11日、対策本部と弁護士合わせて7名で、「申し入れ書」を携えて、日技の常務理事の仲介で厚生労働省歯科保健課に面談いたしました。「申し入れ書」では、①歯科技工士法26条の広告違反の件、②薬事法68条未(無)承認材料の広告違反の件、③歯科技工士法17条および18条無資格者に歯科技工行為委託違反の件の3件の事案について、法的根拠を示しその違法性を申し入れしました。

当日即答は得られず、「後日日技を通して回答する。」との約束を取り付け、「回答」を待つことになりました。その間も厚生労働省からの「回答」を待ちながら、他方で、対策本部に経過報告をし、弁護士による説明会を開催するなどの取り組みの中で、6月の都技代議員会で「仲介業者を告発すべし」の決議が採択されました。その仔細を日技担当常務伝えたところ、「やったほうが良いよ。」との返事でした。

7月の中旬、警視庁に対し仲介業者を「刑事告発」しました。しかし、残念ながら、「厚生労働省の正式見解がなければ正式受理できない」と言われ一時預かりとなりました。そのことを日技に報告するとともに、厚生労働省からの回答はまだか確認したところ、厚生労働省が文書を出すということで今やり取りしているとのことでした。

そこで、私たちはその文書を見せて欲しいと頼みましたが、拒否されました。

その後、2週間ほど後の平成17年9月8日、いわゆる「17年通達」が出されました。その内容は、残念ながら歯科技工士法17条が骨抜きにされ、業者にはお墨付きを与えてしまうものでした。

- (3) その後私たち対策本部のメンバーは、海外委託の大手仲介業者が在る地域の都内歯科医師会2ヶ所に面会を求めました。歯科医師会の先生は、平成17年通達に関して、「日歯、日技はどんな考えでいようとも、現場の歯科医師会としては納得が行かない。東京都歯科医師会にも挙げて反対運動に協力したい。この通達は、我々歯科医師に責任転嫁したもので、行政は自らの責任を回避したものだ」と大変力強い言葉を述べられました。

そこで、私たちは、これから本格的に海外委託問題に取り組もうと考えていたところ、都技は理事会決定により10月30日をもって対策本部を解散することになりました。その理由は、日技がこの問題に取り組むと述べているので今後は都技執行部で対応するというものでした。全くのところ、何を考えているのかあきれるばかりでした。会員には大きな負担をかけた上に、途中で目標をあきらめるなど、許しがたい対応でした。これまでの歯科技工士会は、常に歯科医師会や国にも甘く見られ、いつも足元をすくわれる事態に陥り、苦しい思いを強いられているのは末端の歯科技工士なのです。断腸の思いでした。

3 歯科技工の海外委託に関する私の体験

私は、平成14年には、お得意先が5軒ほどあり、月平均60万円ほどの収入がありました。家賃、材料、諸経費を差し引くと、妻の先住者給与を充てないと生活できない状況でした。

そんなおり、あるお得意先のところで、総義歯上下を咬合器に付着して試適するため持って行かせたのか、何日も経っても戻ってきませんでした。そこで、先生（歯科

医師)に尋ねたところ「患者が入院した」というのです。どんな病気かわかりませんが、それであれば退院してからやり直しましょうと申しあげました。ところが、先生からは、「(咬合器を)こちらに置くから」と言われました。その先生とは20年も長い間のお得意先なので、信用していました。ところが、そのようなことが2度や3度と続くのです。そこで、それとなく妻に探ってもらったところ、咬合器だけはありますが、模型はないというのです。そこで、私は、先生から咬合器だけは返してもらいましたが、どうもどこかへ作製に依頼した様子でした。そこで、先生にわからないように、歯科衛生士の方に尋ねたところ、大阪の方の海外委託をやっている営業所へ発注していることが判明しました。私は、裏切られた思いがしました。長年の信用もあったものではありません。一言も断ることなく、保険外の高価な材料を請求しても支払ってもらえず、泣き寝入りをせざるをえませんでした。

その後、その先生からは、保険の仕事でその年の暮れに同じことがありましたので、はっきりと私の方からお断りをし、おつきあいを辞めさせてもらいました。おかげで、その先生の関係で月7万円から8万円ほどあった売上が無くなりました。

実は、このような話は私の周りからもよく聞きます。私たちは、海外委託により実際に被害を被っているといえるのです。

4 歯科技工海外委託問題に対する私の思い

(1) 私は、歯科技工の海外委託問題は、国家免許取得者として断じて許せないとの信念を抱いています。

歯科技工の海外委託への対応は当該行政庁の「合理的な裁量」に委ねられると判示していますが、行政権といえども法律に従わなければならないことは当然です。歯科技工の海外委託に対する行政の対応は、業務独占のある歯科技工士の法的に守られるべき利益を侵害していることは否めない事実であり、さらには国民の安全・安心の歯科治療の実現との利益をも侵していると考えます。

そもそも、国は、国民の健康保持という趣旨・目的をもって、歯科技工士制度を設けて、歯科技工士としての免許を与えたわけです。その免許は法律に従って与えられている以上、単なる事実上のみならず「法律上の利益」が存することは明らかです。

私たちは、現場でそれだけ自信と誇りを持って業をなしています。私たち歯科技

工士は単なる製作業ではないのです。歯科技工士の製作した補綴物は、特定人に対してだけのものであり、世界に二つとないばかりか、患者さんの口腔内で臓器ともなり得るし生体機能ともなる、超精密医療機器として評価されているのです。

歯科技工士は、衛生行政のなかで歯科医療従事者として位置づけられています。歯科技工士になるには、歯科医学、補綴学、充填学、矯正学、理工学等の理論に基づいた科学技術を習得しなければなりません。現在では歯科医師でもできない技術を備え、十分に業として需要に応えています。現場では、健全な歯科医師ほどその事実を認め、国の対応に抗議しているのが現状です。

歯科技工士制度については、徒弟制度という国の偏見を改めなければ、歯科技工士に対する差別、格差の状態はなくなりません。その点で特筆すべきは、昭和56年より歯科医師国家試験補綴部門の実技試験が廃止されたことです。ますます補綴は歯科技工士に委ねざるを得なくなっているといえます。この専門職である歯科技工士制度を維持発展させてこそ、国民が安心して歯科治療を受けることができると私は信じています。歯科技工の海外委託は、まさにこの歯科技工制度そのものを根本から崩壊させようとする問題であるがゆえに、私たちにとって死活問題であり、かつ、国民の安全な歯科治療の実現にとっても死活問題なのです。

(2) 昭和36年よりわが国は世界でも画たる「国民皆保険制度」を施しております。健康保険制度は、国民が支えている国民のための社会保障制度の一つで、国民が十分な医療を受けられるように2年毎に改正を行っています。昭和63年改定の際、高度な国民歯科医療を確保するために、大臣告示として、点数表の通則にいわゆる「7：3」の割合が加えられました。これはすなわち、点数表の歯冠修復及び欠損補綴料を「製作技工に要する費用」と「製作管理に要する費用」に7：3の割合で配分するというものです。このうち、歯科技工士は前者の7割、歯科医師は後者の3割とするとしたものです。これにより、ややもすると価格競争による弊害が生じることを避け、技術を競い合うことにより、質の向上を図り、少しでもより良質な技工物が国民（患者さん）に提供されることを目的としたものです。

このいわゆる「7：3」を点数表の「通則」に規定したのは、中央社会保険医療協議会（中医協）の強い要望もあり、確実に履行されるように法的拘束性を持たせるためでした。ところがなぜかいわゆる「7：3」の趣旨と拘束性が明白であるにも拘わらず、現在実効性のないものになっているのです。歯科技工士の場合、この

「大臣告示」が出され、長年待ちのぞんだ経済基盤の構築もでき、少しは適正な料金形態を受け、将来の業界の光明が見え始めたと思ったのであります。

しかし、国は「大臣告示」(S,6 3, 5, 3 0)を出したままでは良かったのですが、その後は、兵庫県と福岡県からの「通則」に対する照会に対しての厚生労働省からの回答(S,6 3, 6, 1 4)と、その年の10月20日に保険局長の業界を代表する両会会長あての指導「通知」を出しただけです。内容は、「大臣告示(通則)の趣旨・目的を尊重し、守り、国民の良質の歯科医療に資するために、それぞれ両会の会員を指導して頂きたい。」ということでした。そして実際にはそれが守られていない現実があり、その中で歯科技工士の生活が脅かされている現実があります。

その根底には、歯科技工(士)法制定以来、依然と「徒弟制度の技工士」の残像から払拭できていないことがあると思います。そしてそのことは、歯科技工海外委託問題にも通底しています。

前にのべたとおり、今や「徒弟制度の技工士」像を維持したままでは健全な歯科治療が実現できません。歯科技工士は、歯科技工に関しては歯科医師にも勝るほどの専門的な知識と技量を有する専門職として、歯科治療にとって必要不可欠な存在であるし、そのような存在としての地位がきちんと確保されなければなりません。

私は、これまで何度も行政当局と交渉をしてきましたし、行政当局にだまされてもきました。しかし、今回こそは、行政にだまされたくない。二度と悔し涙は流したくない。泣き寝入りはもういやだ。裁判所はきっと弱い者を助けてくれるに違いない。それを頼りに「海外委託問題」解決のために、立ち上がったのです。

私は、徒弟見習から正規の教育機関を卒業し、歯科技工士の免許資格を得て43年間、所期の目的達成を貫き通して生きてきました。この67歳の老翁の最後のご奉公とご賢察の上、お聞き届け賜れば幸甚です。

5 歯科技工海外委託問題訴訟に対する反響

(1) 歯科技工海外委託問題訴訟は、多くの国会議員の先生らも注目しています。

たとえば、衆議院議員金田誠一先生は、『隗』設立以来、私たちの最高の理解者であり、私利私欲を越えてご支援いただいてまいりました。私たちは、先の「大臣告示」の件で金田先生にご相談に上がり、国会で二度に亘る議論をしていただきました。またそれ以外でも、数度にわたって行政の担当官を議員会館の自室に呼びレ

クチャーされるなど、身に余るご活躍を賜りました。

今回の「歯科技工の海外委託問題」では、「17年通達」が出される前から、都技における対策本部の活動について、いわば私たちの顧問格としてご相談賜ってまいりました。残念ながら、「17年通達」が発出された直後に脳梗塞で倒れられました。官僚を呼んでレクチャーした後、行政側の「ただ今調査中」を信じて回答を待っていた平成17年の年末のことでした。金田先生の強靱なる生命力と、誠実一路の政治に賭けられる精神力により、最初のころは車椅子でしたが、現在は杖を頼りに歩けるまでに快復され、日々リハビリに励んでおられます。そして、平成20年8月3日は、裁判の報告会を兼ねたシンポジウムにはお元気に参加され、ご激励を賜りました。さらに、一審判決の出される前の昨年9月22日には、厚生労働大臣に対して、「意見書」を提出頂いております。

また他にも、参議院議員大久保勉先生の二度にわたる質問主意書提出、衆議院議員仙谷由人先生の質問主意書提出などがあり、また参議院議員桜井充先生の国会質問は大きくマスメディアに反響し、社会的に注目されることになりました。

- (2) また、地方からも歯科技工の海外委託問題についての政府の対応を求める声が上がっており、現在6つの地方議会が国に対して歯科技工海外委託問題の解決を求める「意見書」を採択し、それぞれ提出されております。
- (3) また、全国3万8千名の医師・歯科医師等で構成される「全国保険医団体連合会」も歯科技工の海外委託問題に積極的に関わっており、歯科医師の立場から調査活動等を積極的に行っております。さらに、歯科技工士の養成学校の組織である「全国歯科技工士教育協議会」は、本件訴訟提起時に連動して、厚生労働大臣宛に歯科技工海外委託問題の解決を求める嘆願書の提出をしています。さらに歯科技工所規模15名以上の方々の歯科技工所から構成されている「日本歯科技工所協会」は、平成20年12月18日、「海外技工物の流入を絶対阻止」とする基本姿勢を確認するとともに、解決のための3項目を発表し、現在も活発に活動を継続しています。
- (4) また、訴訟支援については、現在「支援者名簿」への署名活動を行っていますが、平成21年2月16日現在で13,425名の方々支援者として署名して頂いております。

このように、本件訴訟は、全国各地から注目を受けております。訴訟支援をして頂いている方々は、国民の安全な歯科治療にとって何の保障もない歯科技工の海外

委託は歯科技工士法の趣旨に反する違法なものであるということ、また、従来から安全・安心な歯科治療の実現に大きな役割を果たしてきた歯科技工士の地位が歯科技工の海外委託で脅かされているということを裁判所においてきちんと確認をしてもらうことを強く期待しているのです。

6 まとめ

今まで、この歯科業界に関係する官民双方が幾度となく基本的問題を蔑ろにしてきた経緯があります。歯科医療業界が業界全体で基本に戻るべきであり、猛省が望まれます。

私たちの業界では、「法に穴がある」「法に不備がある」といつつ、法を直すこともせず、法の上で闘うこともせず、その不条理を解決するために立ち上がりもしませんでした。これでは、国民のために業をなしている者として社会責任を果たしているとは思えません。

今回、この老爺 67 歳ではありますが、思い切って、業界の不遜な状態に一矢を報い、明日の希望の持てる世界一誇れる歯科技工業界と、ゆるぎない国民のための真の歯科医療業界構築にいささかの役に立ちたいと思い本件訴訟を提起しました。

裁判所におかれましては、海外歯科技工の実態、歯科技工士に置かれている実態を十分に見据えて、公正、寛大なるご判断を賜りたく、お願いを申し上げます。

以上